

1 平成26年度 事業計画書

我が国経済は、安倍政権のもと、「アベノミクス」と呼ばれる経済政策が採られ、一時の円高水準から円安傾向へとなり、国内の輸出産業の回復や消費税増税を控えた住宅投資等を中心とした駆け込み需要など、日本経済にプラスに働く面がみられています。

一方、物価上昇や円安による燃油価格高騰などマイナスの影響もあり、経営基盤の脆弱な県内の林業・木材産業、そして山村地域の生活環境への影響が懸念されています。

さらに、平成23年3月の東日本大震災から4年目を迎ますが、以前として多くの県民が避難生活を余儀なくされており、原発事故の早期収束や除染の促進、復興の加速化が求められております。

また、本県の林業においても、野生キノコやしいたけ原木の出荷制限等、原発事故に伴う放射性物質の拡散による森林汚染の影響により厳しい状況が続いています。

このような状況の中で、県は放射性物質対策に配慮した森林整備を進める「ふくしま森林再生事業」や安全・安心な林産物の生産を図るための放射性物質の除去・低減等の技術開発などに取り組むとともに、様々な風評被害の払拭に努め森林林業木材産業の復興を図ることとしています。

当協会は、県内最大の林業団体かつ公益社団法人として、2年目を迎えてこれまで以上に経営基盤の強化を図りながら、森林除染をはじめとして、県民参加の森林づくりや次代を担う青少年の育成等の緑化の推進、原木シイタケの生産の再開に不可欠な広葉樹林の整備等の特用林産物関連産業の振興に全力で取り組んでいくことが求められています。

そこで、次に掲げる3つの公益目的事業や、森林土木事業の測量・設計業務等を通じ、東日本大震災からの復興を成し遂げ安全で潤いのある生活と環境を取り戻すことができるよう寄与してまいります。

I 森林整備の推進と森林・林業の振興 (公益目的事業 1)

1. 林業労働力確保対策の推進

林業を取り巻く現状は、中山間地域の過疎化、高齢化及び後継者難等から、非常に厳しい状況にある。

このため、「福島県林業労働力確保支援センター」は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年5月公布・施行)に基づき、福島県知事から、指定を受け(平成10年4月1日)、林業に関する雇用管理の改善、労働環境改善のための相談・指導、林業雇用情報の収集・提供と林業に新たに就業しようとする者への支援や、各種資格取得のための研修など、林業労働者の雇用の安定化を図るための支援活動を継続して推進する。

(1) 林業に関わる雇用管理と労働環境の改善

林業雇用改善アドバイザー2名により、林業に関わる雇用管理の改善と事業の合理化等に関する相談・指導等を行い、雇用環境の改善と林業事業体の体質の強化を図る。

- ① 林業事業体の行う雇用改善・労働環境整備等に関する相談・指導
- ② 認定林業事業体として認定されるための改善計画の策定支援
- ③ 事業主や雇用管理者等に対する「林業雇用セミナー」の開催。
- ④ 林業労働力や林業求職情報の収集。

(2) 雇用情報と新規就業者支援

森林・林業への就業希望者や就労に関心がある方に、就労の相談・指導や森林・林業の雇用情報等の提供を行う。

- ① 林業就労希望者に対する無料職業相談。情報の収集・提供。
- ② 森林の仕事ガイダンス、就労支援セミナーの開催。
- ③ 林業新規就業支援研修として、資格取得やOJT研修を実施。

(3) 林業作業に必要な資格取得と技能研修等

林業を担う新たな技術者の養成や若者の林業への参入をすすめるため、「高性能林業機械オペレーター研修」「低コスト作業路開設研修」「基幹林業者労働者研修」等を実施する。

- ① 低コスト作業路開設研修 → 低コストな作業路の開設技術の習得。
- ② 高性能林業機械オペレーター養成研修 → 高性能林業機械の運転、点検整備手法の研修を実施。
- ③ 緑の雇用現場技能者育成研修 → 林業に関する専門的な知識及び技能の習得と、必要な資格等の取得(クレーン運転、玉掛け技能、はい積み作業技能講習等)を実施。

- ④ 森林・林業人材育成加速化研修 → 森林・林業の再生に必要な人材育成を加速化するため、造林作業等で経験を積んでいる林業就業者等に対し、素材生産の技能者として必要な知識・技術を習得させるための研修等を実施。
- (4) 林業雇用情報の収集・提供

情報誌として、「支援センターだより」を（500部／年）発行、配布する。

2. 高性能林業機械等のリース業務の推進

(1) 高性能林業機械等のリース業務

間伐等の保育、伐採搬出等の森林施業の効率化を図り、森林の多面的機能の維持増進のための森林整備を、積極的に推進し、併せて、林業労働者の定着と、現場での作業効率と安全性の向上を図るため、国、県の補助を受け、高性能林業機械（ハーベスター、フォワーダ、プロセッサ等）を、当協会が導入（購入）して貸付するリース業務を継続して実施する。

○ H21年度からH25年度までの高性能林業機械の導入状況

H21年度	49台	H22年度	23台	H23年度	12台
H24年度	7台	H25年度	9台	計	100台

(2) 車両系木材伐出機械の危険防止設備の整備（新）

車両系木材伐出機械を用いた作業の危険防止のため、防護柵やヘッドガード等、必要な設備の整備について支援する。

3. 普及啓発事業

(1) 森林・林業に関する情報を提供するため、県内唯一の林業情報誌「林業福島」を編集・発行する。

毎月1回、2,500部／月を発行して、配布する。

(2) 「ふくしま森林・林業写真コンクール」の開催

森林の大切さとそれを支える林業の重要性について広く認識してもらうため、森林・木材との関わりや森林整備作業などをテーマに、「ふくしま森林・林業写真コンクール」を実施して優秀作品の表彰や作品の展示を行う。

(3) 林業技術の普及啓発に関する情報収集、提供。

「林業新知識」や、普及関係図書等の斡旋・配布を行う。

(4) 森林土木技術の向上を図るための講習会・研修会を開催する。

(5) 原発事故に伴う放射能汚染について、森林の除染を早急に推進するため、関係団体と連携し、要請活動や講習会・研修会を開催する。

II 緑化の推進 (公益目的事業2)

平成26年度は、緑の募金法が制定されて20年目を迎える節目となるが、全国統一の国土緑化運動のテーマを「木を植えて 百年先の 森づくり」とし、本県では平成30年の全国植樹祭の開催に向け、「緑の募金」の一層の拡大を目指し、募金活動を展開するとともに、森林や緑を県民全体で守り育て、「震災からの復興」と「緑豊かな潤いのある美しいふくしま」づくりを推進する。

このため、関係機関と連携を密にし、企業や森林ボランティア団体等をはじめ、県民の皆さんの協力をいただきながら、森林文化の発掘・継承、次代を担う青少年の育成、森林ボランティアの活動支援、県民参加による森林づくりなど、幅広い分野での緑化運動を展開し、緑化思想の啓発に努める。

1 緑化運動等の関連行事

緑化運動をより効果的に推進するため、関係機関、各市・地方緑化推進委員会等との共催により、関係する行事を積極的に展開する。

(1) 山火事防止強調期間（春季危険期）	2月10日～5月30日
(2) 全国「緑の募金」キャンペーン（春季）	2月15日～5月31日
(3) 福島県春季「緑の募金」運動期間	4月1日～5月31日
(4) みどりの月間（緑の募金全国一斉強調月間）	4月15日～5月14日
(5) みどりの日	5月4日
(6) 全国「緑の募金」キャンペーン（秋季）	9月1日～10月31日
(7) 福島県秋季「緑の募金」運動期間	9月1日～10月31日
(8) 山火事防止強調期間（秋季危険期）	10月20日～12月20日

2 緑の募金運動

県民の方々に県土緑化に対する理解と認識を深めていただくとともに、企業や団体募金の拡大に向けた取り組みを強化し、募金の成果を県内各地に還元することにより、地域社会における緑化を積極的に推進し、「緑あふれる住みよい県土づくり」に寄与する。

平成26年度「緑の募金」 目標額 70,000,000円

3 緑化運動の啓発宣伝等

- (1) 街頭キャンペーンや新聞、県・市町村広報誌、ホームページ等の活用
- (2) 緑の募金用ポスターや緑化運動ポスターなどの配布
- (3) 平成25年度の募金運動の報告と事業実績等を明記したチラシの作成・配布

- (4) 緑化運動の事例紹介、緑と水の森林ファンド事業、緑の少年団活動等の PR
- (5) 緑化運動、育樹ポスター原画及び緑化運動・育樹運動標語の募集
- (6) 福島県林業祭等各種イベントにおける PR

4 森林整備事業

(1) 森林愛護運動

- ・森林及び環境緑化木の保護、手入れの推進に努める。
- ・森林火災の防止運動を推進する。
- ・育樹運動ポスター等の配布を行い、各地方の森林愛護運動を推進する。

(2) 国民参加の森林づくり推進事業

① うつくしま育樹祭支援

平成 25 年度は、東日本大震災からの復興イベントとして「森で育む未来への絆」(第 11 回うつくしま育樹祭) を開催したが、本年度は平成 30 年の全国植樹祭開催を見据えながら、震災からの復興を県内外にアピールするため、新たな視点に立った「うつくしま育樹祭」の開催を支援する。

② うつくしま 21 森林づくりネットワーク活動支援

県内各地域で積極的な森林づくり運動を展開している、「うつくしま 21 森林づくりネットワーク」の活動を支援する。

③ 海岸防災林再生等復興支援事業

平成 25 年度より実施した、林野庁の補助事業である「海岸防災林再生等復興支援事業」を 26 年度も行う。

(3) 緑化苗木の配布

緑の募金街頭募金や公共施設等への植樹及び緑化関係運動団体等で行う行事の際に、緑化苗木を配布する。

5 緑化推進事業

(1) 地方植樹祭・育樹祭の開催

各市・地方緑化推進委員会の主催による地方植樹祭や育樹祭を開催する。

(2) 福島県花いっぱい運動の実施

本運動は、協会が福島民友新聞社、農林中央金庫福島支店と共に開催して、職場・学校・事業所・道路沿線等を花で飾り、花を愛する心と豊かな情操を育て、生活環境を明るくするために実施しており、本年度は、次の事業を行う。

- ・ 花の種子配布
- ・ モデル花壇の造成
- ・ 園芸教室の開催

- ・ 第47回花いっぱいコンクールの開催
- ・ 花いっぱい運動の普及啓発

(3) 「みどりの日」関連行事

県民が自然に親しみ、緑の恩恵に感謝するため、「みどりの日」を中心に緑の募金、記念植樹、緑の百景歩こう会等の事業を実施する。

(4) 第23回緑の提言・作文コンクールの開催

「緑の大切さ」、「森林と自然の保全」を啓発し、緑に対する关心と意識を高めることを目的として、協会が福島民友新聞社、農林中央金庫福島支店と共に共催して、小中学生を対象に作文コンクールを実施し、優秀な作品を表彰する。

(5) 第29回ふくしま緑の写真コンクールの開催

ふくしま緑の百景を中心に身近にある里山、鎮守の森、公園などの豊かな緑を題材とした「第29回ふくしま緑の写真コンクール」を福島民報社との共催で開催する。

(6) 緑の少年団育成事業

昭和49年に緑の少年団が誕生して以来、次代を担う少年達が、緑と親しみ、緑を愛し、守り・育てる活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自らの社会を愛する心豊かな人間に育つことを目標として、緑の少年団を一層強化育成するため、新規少年団の結成促進、活動発表大会や緑の少年団大会の開催等各種事業を推進する。

(7) 緑の募金学校緑化活動促進事業

昨年度より始まった事業で、県内の学校における緑化活動を促進するため、本年度も実施する。

(8) ゴルファー協力の緑化促進事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会がゴルフ場の協力を得て、ゴルファーから募った緑化協力金により、福祉施設・学校・公園等の公共施設において、緑化木等の植樹を行い、健康で明るい社会づくりと緑豊かな住みよい県土づくりに努める。

6 東日本大震災復興事業

一日も早い東日本大震災からの復興に向けて、国土緑化推進機構、ゴルフ緑化促進会等の協力により行う。

(1) 「ようこそ！ ふれあいの森林づくり事業」

震災や原発事故により被災した県内の森林資源活用施設等において、県民の森林とのふれあいの場として復旧・復興を図るため、植栽の再整備、交流イベントの開催等を行う。

(2) 「植樹緑化事業」

昨年度に引き続き、本県の森林の復興シンボルとして、県内外の方々の協力により県民の森に桜の植樹を行う。

7 緑化活動費の交付

- (1) 市・地方緑化推進委員会の事業計画に基づき、事業費を交付する。
- (2) 「緑の募金県内緑化公募事業」及び「ファミリー緑の教室事業」を募集し、助成金を交付する。

8 ふくしま復興・未来の森づくり基金事業

平成30年に本県開催に向け準備を進めている全国植樹祭をはじめ、東日本大震災からの復興に向けた多様な緑化運動を推進する「ふくしま復興・未来の森づくり基金」を設置し、多様な主体による森と緑づくりを支援する。

- (1) 森づくりの担い手育成事業
- (2) 多様な主体による森づくり体制整備事業
- (3) 森づくり県民運動の醸成事業
- (4) 森づくり活動支援事業
- (5) 森づくりに対する顕彰事業

III きのこ等（特用林産物）の振興 （公益目的事業 3）

福島県内におけるシイタケやナメコ等、きのこの産業の振興を推進し、中山間地域の経済の活性化、山村地域の振興に努め、もって地球環境及び国土の保全と、地域社会の健全な発展に寄与する。

1 きのこの原発事故にかかる相談・指導及び損害賠償請求事務手続き業務等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故により、きのこの生産者は出荷停止、出荷自粛、風評による取引停止、価格の暴落など甚大な被害を被った。

県内の森林が放射能に汚染され、原木や菌床用オガ粉供給の見通しがつかない中で、生産者は経済的不安と放射能対策という新たな技術的課題に直面し、多くの不安を抱えている。

このため、関係機関と連携して、生産者を支援するため、相談、指導及び情報の提供等を積極的に行うとともに、平成23年6月から行っている東電に対する損害賠償請求の取りまとめや、安全・安心な原材料を供給するため、放射線測定体制を強化し、原木・オガ粉等資材を斡旋する。

(1) 損害賠償請求業務

原発事故に伴う損害賠償請求をきのこ生産者の代行として行う。

(2) 安全なきのこ原木等供給支援事業

放射性物質による森林汚染がきのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木・オガ粉の価格が高騰している。

このため、きのこ振興センターが事業主体となり、原木・オガ粉購入費の一部を県からの補助金として受け取り、それらをきのこ生産者に還元することにより経済的な負担軽減を図る。

2 種菌・菌床・ほだ木等の供給及び販路開拓に関する事業

福島県が開発したオリジナル品種等の多様なきのこの種菌、菌床、ほだ木、栽培資材を、県内の小規模生産者等に供給するとともに、その管理・栽培等の技術指導を行い、きのこ産業の振興に努める。

(1) 種菌、栽培用資材等の供給及び栽培法指導

県オリジナル品種のナメコ福島N1・N2・N3・N4号等の種菌の他、シイタケ等の

種菌や栽培資材を供給し、その栽培技術法を指導して、栽培者の技術向上を図り、産地化を推進する。

(2) 菌床供給及び栽培法指導

シイタケ菌床栽培は、菌床製造施設整備に多大な投資が伴うことから新規参入の障害となっている。

このため、小規模生産者に対して、センターで培養した菌床を提供するとともに、具体的な栽培技術を指導し、新規生産者等を技術的に支援する。

また、ヒラタケ、ハタケシメジ、ムラサキシメジ、サケツバタケは、中山間地域の高齢者等が少ない投資と労働で収入を確保できるため、菌床を供給するとともに栽培法について指導し、普及に努める。

(3) きのこ栽培方式の転換にかかるモデル生産支援業務

県内の原木生産用広葉樹林が放射性物質に汚染され、原木シイタケ生産ができなくなっている現状を踏まえ、栽培方法を原木から菌床に転換するための諸問題を解明するため、モデル栽培を行う。

3. 放射線測定業務

原発事故による放射能汚染に対応し、きのこ生産者が安心して安全なきのこを生産・販売するため、放射線測定器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータ）を活用して、原木、オガ粉、菌床及び子実体に含まれる放射線の測定検査を実施し、放射能に汚染されていない安全・安心なきのこ生産を支援する。

4. きのこ類振興対策事業

(1) 情報収集提供

きのこ類の生産振興に必要な栽培技術、生産動向、流通等に関する情報を地域にあった情報として整理加工し、HP等により県内の生産者および消費者に提供する。

(2) 高度栽培技術指導

空調施設を備えた大型栽培者および大規模経営者等、主としてきのこ生産を専業としている生産者を対象に、高水準の専門技術について指導を行う。

(3) 原種菌保存事業

県林業研究センターで収集分離および育成した種菌596種について、継代培養を行い、凍結保存する。

(4) 一般県民対象相談事業

きのこによる食中毒の防止を図るため野生きのこの鑑定や、自家消費を目的

としたきのこ栽培相談等に対し助言を行う。

(5) 新規生産者対象相談事業

退職者、二地域居住者、I・J・Uターン者、N P O団体、異業種参入等、きのこ生産を初めて実施しようとしている相談者への助言を行う。

(6) 生産者対象相談事業

きのこ生産に関するトラブル、新技術、施設及び経営等に関する一般的な相談から専門性の高い相談まで幅広く対応し、指導、助言を行う。

IV 測量設計調査等事業 (収益事業 1)

福島県内における治山、林道等の森林土木事業の発展に資するため、測量設計調査、施工管理、及び森林整備促進のための収穫量調査等の各種業務を受託し、森林・林業の振興を推進し、林業の発展及び緑化の推進を図り、地球環境及び国土の保全と山村経済の振興に努め、地域社会の健全な発展に努める。

1. 治山林道調査等受託事業

森林土木事業発展のため、測量設計調査、施工管理、及び森林整備事業促進のため、収穫量調査等の各種業務を受託する。

また、放射性物質対策に配慮した森林整備を行うため「森林再生事業」を受託し、ふくしまの復興に寄与する。

2. 物品等の斡旋・販売

- (1) 保安林標識、治山ダム提名板及び資材等の斡旋・販売
- (2) 治山林道必携、森林土木木製構造物施工マニュアル等の専門図書の斡旋・販売及び専門的図書の斡旋を行う。

V きのこ等（特用林産物）販売事業 （収益事業 2）

本事業は、きのこ等特用林産物の生産の振興を図るため、県内の比較的規模の大きなきのこ生産者に、センターが培養した種菌・菌床・ほだ木などを供給し、県内きのこ生産者の所得向上を図ることにより、山村経済の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

1. 種菌・菌床・おが粉等の供給に関する事業

福島県が開発したオリジナル品種等の多様なきのこの種菌、菌床、ほだ木を、県内の生産者に供給する。

(1) 種菌の供給

県オリジナル品種のナメコ福島N1・N2・N3・N4号等の種菌の他、シイタケ等の種菌を栽培経験のある比較的規模の大きな生産者に供給し、産地化を推進する。

(2) 菌床の供給

シイタケ菌床栽培は、菌床製造施設整備に多大な投資が必要なことから、施設を保有しない生産者に対して菌床を提供し、生産を支援する。

さらに、ヒラタケ、ハタケシメジ、ムラサキシメジ、サケツバタケは、中山間地域の高齢者等が、少ない投資と労働で収入を確保するのに向いているでの菌床を供給する。

(3) オガ粉の供給

放射能に汚染されていない安全なオガ粉を、きのこ振興センターが、他県から移入し検査を実施したうえ生産者に供給する。

(4) 幹旋事業

きのこ栽培用の袋など、きのこ栽培用資材の幹旋と安全な原木の販売を行う。